

大店立地法届出マニュアル

平成24年4月

山 口 県

(令和5年4月一部改正)

目 次

〔届出の留意事項〕

1	大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）	1
2	変更の届出	
①	法第6条第1項関係	6
②	法第6条第2項関係	8
3	大規模小売店舗廃止の届出（法第6条第5項）	11
4	県の意見に係る変更の届出等（法第8条第7項）	13
5	県の勧告に係る変更の届出（法第9条第4項）	14
6	承継の届出（法第11条第3項）	14
7	大規模小売店舗を設置している者の変更届出	16
8	説明会の開催等に係る手続（法第7条）	17
9	届出事項及び添付書類一覧表	20

〔届出書等の様式〕

様式第1	大規模小売店舗届出書	22
様式第2	変更届出書（法第6条第1項関係）	24
様式第3	変更届出書（法第6条第2項関係）	25
様式第4	大規模小売店舗廃止届出書	26
様式第5	届出事項変更届出書（法第8条第7項関係）	27
様式第6	届出事項変更届出書（法第9条第4項関係）	28
様式第7	承継届出書	29
様式第8	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書	30
様式第18	大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の適用申出書	32
様式第21	説明会の開催計画書	33
様式第24	大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用申出書	34
様式第27	大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用申出書	35
様式第30	説明会実施状況報告書	36
様式第43	大規模小売店舗立地法第8条第7項に基づく変更しない旨の通知	37

〔添付書類の様式及び記載要領参考例〕	38
--------------------	----

〔参考書類の様式〕 関係法令調整状況書	50
---------------------	----

〔配置図の記載例・注意点〕	52
---------------	----

1 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）

※ 届出に当たっては、届出内容等について、県に事前相談を行うことが望ましいこと。
（以下、全ての届出についても同様）

(1) 届出を必要とする場合

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものの新設をする場合

- ① 全く新しい建物を建設する場合
- ② 既存の建物を増築してその店舗面積を増加し、1,000㎡を超えるものとする場合
- ③ 既存の建物の全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超えるものとする場合

(2) 届出者

大規模小売店舗の新設をする者（建物の所有者）

※ 所有者が複数の場合は、全員連名の届出とすること。

(3) 届出書様式

様式第1（大規模小売店舗届出書）

(4) 添付書類（法施行規則第4条第1項） ※様式等はP.38以降を参考にすること

- ① 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

⑬ その他参考書類

必要に応じて、以下の書類を添付すること。

- ア 建物所在地の地番が確認できる図面（地籍図 等）
- イ 関係法令調整状況書（様式はP. 51参照）
- ウ 店舗周辺の用途地域が確認できる図面（用途地域図 等）

(5) 届出部数

5部（正本1部、写し4）

(6) 届出書記載要領

① 「年月日」の欄

ア 県の担当課に届け出る日付を記入すること。

② 「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」の欄

- ア 個人の場合：住民票記載の氏名
- イ 法人の場合：登記事項証明書記載の名称及び代表者氏名

③ 「住所」の欄

ア 都道府縣市町村字丁番号まで正確に記入すること。

- ・ 個人の場合：住民票記載の住所
- ・ 法人の場合：登記事項証明書記載の住所

④ 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄

ア 大規模小売店舗の名称は略さずに記入すること。

イ 所在地は、建物部分の土地登記簿謄本の地番を記入すること。地番が複数ある場合は「〇〇番□ 外」と記入すること。

(例)

- ・ 名 称：〇〇ショッピングセンター△△店
- ・ 所在地：〇〇市△△一丁目100番地2
〇〇市大字□□300番地4 外

⑤ 「大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」の欄

「別紙のとおり」と記入し、別紙に小売業を行う者ごとに記入すること。

ア 氏名又は名称

- ・ 個人の場合：住民票記載の氏名
- ・ 法人の場合：登記事項証明書記載の名称及び代表者氏名

イ 住所

都道府縣市町村字丁番号まで正確に記入すること。

- ・ 個人の場合：住民票記載の住所
- ・ 法人の場合：登記事項証明書記載の住所

ウ 開閉店時刻

一の建物全体で開閉店時刻を設定・管理する場合は、建物名称を記載の上、建物ごとに開閉店時刻を記入すること。

(別紙記入例1)

番号	氏名又は名称	住 所	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社山口商事 代表取締役 山口一郎	山口県山口市滝町1番1号	午前10時	午後8時
2	山田 二郎	山口県山口市〇〇二丁目10番1号	午前10時30分	午後7時30分

(別紙記入例2：建物ごとに開閉店時刻を設定・管理する場合)

番号	氏名又は名称	住 所	開店時刻	閉店時刻
	〇〇ショッピングセンター A棟			
1	株式会社山口商事 代表取締役 山口一郎	山口県山口市□□1番1号	午前10時	午後7時30分
2	山田 二郎	山口県山口市〇〇二丁目10番1号		
	〇〇ショッピングセンター B棟			
3	株式会社△△ 代表取締役 △△太郎	山口県山口市△△町1番1号	午前9時	午後10時30分
4	□□ 三郎	山口県山口市□□一丁目4番5号		

⑥ 「大規模小売店舗の新設をする日」の欄

ア 届出日から8月以降の開店予定日を記入すること。

⑦ 「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」の欄

ア 店舗面積は、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積を記入すること（小数第一位を四捨五入）

(参考)

- ・ 「床面積」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令第2条第1項第3号）。
- ・ 店舗面積の範囲は、次のとおりとする。

【店舗面積に含まれる部分】

部 分 名	説 明
(1)売場	直接物品販売の用に供する部分をいう。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場と見なす。
(2)ショーウインド	ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドを除く。
(3)ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいう。
(4)サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいう。
(5)物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいう。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

【店舗面積に含まれない部分】

部 分 名	説 明
(1)階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいう。階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなす。
(2)エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいう。エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなす。
(3)エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分する。エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなす。

(4)売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなす。
(5)文化催場	展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(6)休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(7)公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(8)便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分する。
(9)外商事務室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(10)事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(11)食堂等	食堂、喫茶室等をいう。
(12)塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいう。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいう。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14)はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいう。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

⑧ 「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」

ア 「駐車場の位置及び収容台数」の欄

駐車場の収容台数の合計（単位：台）を記入するとともに、位置を示す配置図を

添付し、駐車場ごとの収容台数を記入すること。

なお、駐車枠の寸法を図面に明示すること。

※ 収容台数の届出にあたっては、軽自動車用・従業員用・来客と従業員共用など、利用車両に限られる駐車枠は含めないこと。

イ 「駐輪場の位置及び収容台数」の欄

駐輪場の収容台数の合計（単位：台）を記入するとともに、位置を示す配置図を添付し、駐輪場ごとの収容台数を記入すること。

なお、駐輪場の寸法を図面に明示すること。

ウ 「荷さばき施設の位置及び面積」の欄

荷さばき施設の面積の合計（単位： m^2 、小数第一位を四捨五入）を記入するとともに、位置を示す配置図を添付し、荷さばき施設ごとの面積及び寸法を記入すること。

エ 「廃棄物等の保管施設の位置及び容量」の欄

廃棄物等の保管施設の容積の合計（単位： m^3 、小数第一位を四捨五入）を記入するとともに、位置を示す配置図を添付し、保管施設ごとの容量及び寸法を記入すること。

※ 各施設の位置を示す配置図については、個別に用意する必要はなく、一つの図面で複数の施設の位置を表示してもよいこと。

※ 配置図の記入についてはP.52を参考にすること。

⑨ 「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」

ア 「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」の欄

「別紙のとおり」と記入し、⑤の事項と併せて、別紙に小売業を行う者ごと、または一の建物ごとにそれぞれ開店時刻と閉店時刻を記入すること。（記載要領は、⑤を参照のこと。）

イ 「来客が駐車場を利用することができる時間帯」の欄

最大限利用可能な時間（午前○時～午後△時）を記入するとともに、駐車場が複数ある場合は、駐車場ごとの利用可能な時間帯を記入すること。

ウ 「駐車場の自動車の出入口の数及び位置」の欄

出入口の数を記入するとともに、⑧ーアで添付する駐車場の配置図に出入口の位置を記入すること。

エ 「荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」の欄

荷さばきを行うことができる最大限の時間（午前○時～午後△時）を記入するとともに、荷さばき施設が複数ある場合は、荷さばき施設ごとの荷さばきを行うことができる時間帯を記入すること。

⑩ その他参考書類

ア 建物所在地の地番が確認できる図面（地籍図 等）

出店予定地の地籍図等で、建物所在地の地番を確認するために添付するものであり、敷地は太枠、建物部分は斜線で囲み表示すること。

イ 関係法令調整状況書（様式はP.51参照）

関係法令に係る手続き等の調整状況を記載した書面を添付すること。

- ウ 店舗周辺の用途地域が確認できる図面（用途地域図 等）
出店予定地周辺の用途地域を確認するために添付するものであり、敷地を太枠で
囲み表示すること。

2-① 変更の届出（法第6条第1項）

(1) 届出を必要とする場合

法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る
同項第1号又は第2号に掲げる事項の変更を行った場合

① 「大規模小売店舗の名称及び所在地」（法第5条第1項第1号）

※ 所在地の変更とは形式的な番地変更等を指し、実質上の移転に当たる場合には改
めて法第5条第1項の届出が再度必要となる。

② 「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」（法第5条第1項第2 号）

(2) 届出者

法第5条第1項の規定による届出を行った者

(3) 届出日

変更後遅滞なく届け出ること。

(4) 届出書様式

様式第2（変更届出書）

(5) 添付書類

① 「大規模小売店舗の名称」を変更した場合

ア 必要なし

② 「大規模小売店舗の所在地」の住居表示が変更される場合

ア 市町長が発行する証明書等の住所が確認できる書類

③ 「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」を変更した場合

ア 設置者について変更する場合：登記事項証明書、住民票 等

イ 小売業者について変更する場合：必要なし

(6) 届出部数

5部（正本1部、写し4部）

(7) 届出書記載要領

① 「年月日」、「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」、「住所」の欄 ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。

② 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄

ア 店舗の名称、所在地は、届け出ている名称及び所在地を記入すること。

③ 「変更した事項」の欄

ア 具体的事項を記入すること。

(例)

- ・ 「大規模小売店舗の名称」を変更した場合
(変更前) ○○ショッピングセンター
(変更後) ショッピングプラザ△△店
- ・ 「大規模小売店舗の所在地」を変更した場合
(変更前) 山口県山口市△△町△番地△
(変更後) 山口県山口市△△町○丁目○番○号
- ・ 「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」を変更した場合
 - 氏名又は名称
(変更前) 有限会社○○
(変更後) 株式会社○○
 - 住所
(変更前) 山口県山口市△△町△番地△
(変更後) 山口県山口市△△町○丁目○番○号
 - 代表者の氏名(法人のみ)
(変更前) 代表取締役 ○○○○
(変更後) 代表取締役 △△△△

④ 「変更の年月日」の欄

ア 「大規模小売店舗の名称」を変更した場合

- ・ 変更した日 など

イ 「大規模小売店舗の所在地」の住居表示が変更された場合

- ・ 変更された日 など

ウ 「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」を変更した場合

- ・ 登記した日、変更した日 など

⑤ 「変更する理由」の欄

ア 具体的に記入すること。

(例)

- ・ A社の業績不振による撤退及びB社の新規入店のため
- ・ 本店所在地の移転のため

(8) その他参考書類

必要に応じて、以下の書類を添付すること。

ア 配置図

イ 小売業者一覧表

2-② 変更の届出（法第6条第2項）

(1) 届出を必要とする場合

法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をする場合

- ① 「大規模小売店舗の新設をする日」（法第5条第1項第3号）
- ② 「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」（法第5条第1項第4号）
- ③ 「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」（法第5条第1項第5号）
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ④ 「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」（法第5条第1項第6号）
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

届出不要の変更（第6条第2項ただし書）

● 一時的な変更

通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。例えば、事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる時における開閉店時刻の変更、店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等が挙げられる。

- 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に1,000㎡又は基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

- (2) 届出者
法第5条第1項の規定による届出を行った者
- (3) 届出書様式
様式第3（変更届出書）
- (4) 添付書類
変更事項ごとに、別途指定する書類を添付すること。（P. 20参照）
なお、位置の変更については、位置の変更を明示した配置図を添付すること。
- (5) 届出部数
5部（正本1部、写し4部）
- (6) 届出書記載要領
- ① 「年月日」、「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」、「住所」の欄
ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。
 - ② 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄
ア 店舗の名称、所在地は、届け出ている名称及び所在地を記入すること。
 - ③ 「変更しようとする事項」の欄
ア 具体的事項を記入すること。

（例）

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
店舗面積の合計（増加）	5, 000 m ²	12, 000 m ²
駐車場の位置（変更）	別添配置図のとおり	
駐車場の収容台数（減少）	800台	500台
開店時刻（繰上げ）	午前10時	午前9時
閉店時刻（繰下げ）	午後9時	午後11時
駐車場の自動車の出入口の数及び位置（数の減少及び位置の変更）	4カ所 別添配置図のとおり	3カ所 別添配置図のとおり

- ④ 「変更する年月日」の欄
ア 法第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更する場合
 - ・ 届出日から8月以降の変更予定日を記入すること。
 イ 法第5条第1項第6号に係る事項を変更する場合
 - ・ 変更予定日を記入すること。
- ⑤ 「変更する理由」の欄

(例)

変更しようとする事項	変更する理由
店舗面積の合計（増加）	消費者ニーズに対応する十分な品揃えスペース及びゆったりとした通路の確保のため
駐車場の位置（変更）	現在の駐車場の約半分を店舗として活用するため、隣接地を借り上げ、そこに従来の収容台数に見合う駐車場を整備するため
駐車場の収容台数（減少）	現在約30台収容可能な部分に、飲食店を設置するため
開店時間（繰上げ）	消費者の要望に応えるため
閉店時刻（繰下げ）	消費者の要望に応えるため
駐車場の自動車の出入口の数及び位置（数の減少及び位置の変更）	現在ある出入口4カ所のうち1カ所は狭くほとんど活用されておらず、そのためそこを封鎖すると同時に、残りの3カ所の出入口を今までより広くすることにより、より円滑な自動車の出入りを図るため

(7) 軽微な変更として処理する場合の手続き（法第6条第4項ただし書の適用）

① 県が認める軽微な変更とは、店舗に附属する施設の位置の変更であって、次の場合とする。

ア 当該変更前において、変更しようとする施設の配置及びその運営方法について、設置者による適正な配慮によって店舗の周辺地域の生活環境が保持されており、かつ、当該変更後も生活環境に与える影響が変化しないことについて、設置者による調査・予測等に基づいた合理的な説明があると認められる場合

イ 県による指導等に対応するものである場合

② 軽微な変更の適用を希望する場合は、届出の際に、様式第18（大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の適用申出書）により県に申し出ること。

※ 提出部数：2部（正本1部、写し1部）

3 大規模小売店舗廃止の届出（法第6条第5項）

(1) 届出を必要とする場合

① 大規模小売店舗を廃止する場合

② 大規模小売店舗である建物の床面積を変更し、又はその建物の用途を変更（例えば、店舗部分をサービス施設に転用するような場合である。）することにより、建物内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合

③ 小売業者の退店や店舗面積の減少により、実質の店舗面積の合計が1,000㎡以下となっており、当該減少部分を引き続き恒常的に店舗の用に供しないことが確実となった場合

- (2) 届出者
大規模小売店舗を設置している者（建物の所有者）
- (3) 届出書様式
様式第4（大規模小売店舗廃止届出書）
- (4) 添付書類（参考書類）
店舗面積の減少の場合には、店舗の用に供する部分の配置を示す図面を添付すること。
- (5) 届出部数
5部（正本1部、写し4部）
- (6) 届出書記載事項
- ① 「年月日」、「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」、「住所」の欄
ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。
イ 届出は、原則としてあらかじめ行うこと。
- ② 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄
ア 店舗の名称、所在地は、届け出ている名称及び所在地を記入すること。
- ③ 「大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計」、「大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計」の欄
(例) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 10,000㎡
大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- ④ 「大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日」の欄
ア 建物の店舗面積が既に1,000㎡以下になっている場合は、届出日を記入すること。
イ 今後、建物の店舗面積を1,000㎡以下とする場合には、1,000㎡以下とする予定の日を記入する。
- ⑤ 「変更する理由」の欄
ア 大規模小売店舗を廃止するに至った理由を具体的に記入すること。
(例)
- ・ 業績不振により店舗を廃止することとしたため
 - ・ 店舗に供していた部分を飲食等に供することとしたため

4 県の意見に係る変更の届出（法第8条第7項）

- (1) 届出を必要とする場合
法第8条第4項の規定により県が述べた意見を踏まえ、法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出を変更する場合
- (2) 届出者
法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者

(3) 届出日

法律上期限の定めはないが、県意見の通知後、速やかに届け出ること。

(4) 届出書様式

様式第5（規則第16条関係）

(5) 添付書類

- ① 変更する事項に係る別途指定する書類を添付すること。（P. 20参照）
- ② 県が意見を述べた変更届出事項について、変更しない事項がある場合は、その理由を別途書面により提出すること。
- ③ 変更届出事項以外で、県が指針を踏まえ意見を述べた事項についても、意見に対する対応（見解）を書面により提出すること。

(6) 届出部数

5部（正本1部、写し4部）

(7) 届出書記載要領

- ① 「年月日」、「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」、「住所」の欄
ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。
- ② 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄
ア 店舗の名称、所在地は、届け出ている名称及び所在地を記入すること。
- ③ 「変更しようとする事項」の欄
ア 具体的事項を記入する。

（例）

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	500台	800台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1カ所 別添図のとおり	2カ所 別添図のとおり

④ 「変更する理由」の欄

ア 具体的に記入すること。

（例）

- ・ 県の意見に従い、駐車需要の充足その他周辺の地域の住民、事業者の利便の確保を図るため、駐車場の収容台数を増加する。

(8) 変更しない場合の手続き

- ① 県の意見を踏まえて検討した結果、変更しないこととした場合は、様式第43（大規模小売店舗立地法第8条第7項に基づく変更しない旨の通知）を県に提出すること。
- ② 理由は、具体的に記載し、必要に応じて資料を添付すること。
- ③ 変更届出事項以外で、県が指針を踏まえ意見を述べた事項についても、意見に対す

る対応（見解）を書面により提出すること。

5 県の勧告に係る変更の届出（法第9条第4項）

4 県の意見に係る変更の届出（法第8条第7項）

の手続きに準ずること。

6 承継の届出（法第11条第3項）

(1) 届出を必要とする場合

法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出に係る大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続及び法人における合併（新設合併及び吸収合併）があった場合

(2) 届出者

法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者の地位を承継した者

(3) 届出日

遅滞なく届け出ること。

(4) 届出書様式

様式第7（規則第19条関係）

(5) 添付書類（参考書類）

大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類 等

① 建物の登記簿

② 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し 等

(6) 届出部数

2部（正本1部、写し1部）

(7) 届出書記載要領

① 「年月日」、「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」、「住所」の欄 ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。

② 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄

ア 店舗の名称、所在地は、届け出ている名称及び所在地を記載すること。

③ 「大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日」の欄

ア 譲渡の場合：建物登記日

イ 相続の場合：相続開始の日

ウ 合併の場合：登記日

- ④ 「大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所」の欄
ア 被承継者による届出書を参照すること。
- ⑤ 「大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由」の欄
ア 具体的に記入すること。
- ⑥ 「大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積」の欄
ア 被承継者による届出書に記載の店舗面積を記入すること。
- ⑦ 参考書類
ア 建物の登記簿 等
・ 建物の譲渡がわかる証拠書類として添付すること。
イ 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

7 大規模小売店舗を設置している者の変更届出（法附則第5条第1項）

(1) 届出を必要とする場合

- ① この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置しており、この法律の施行の日（平成12年6月1日）以後最初に当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更を行う場合
- ② この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置しており、この法律の施行の日から8月を経過する日までの間に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗において、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更を行う場合
- ③ 旧法第3条第2項又は第3項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から8月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより、新設された大規模小売店舗において、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更を行う場合

※ 届出の対象となる変更は、店舗面積の増減、駐車場の収容台数の増減、開閉店時刻の繰り上げ、繰り下げ等、変更の内容を問わないものであることに注意すること。

(2) 届出者

- ① 法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者（建物の所有者）
- ② 法施行の日から8月を経過するまでの間に、大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者（建物の所有者）

(3) 届出書様式

様式第8（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）

(4) 添付書類

変更事項ごとに別途指定する書類を添付すること。（P. 21参照）

(5) 届出部数

5部（正本1部、写し4部）

(6) 届出書記載要領

- ① 「年月日」、「氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」、「住所」の欄
ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。
- ② 「大規模小売店舗の名称及び所在地」の欄
ア 大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。
- ③ 「変更しようとする事項」の欄
ア 変更の届出（法第6条第2項）に準ずる。
- ④ 「変更する年月日」の欄
ア 法第5条第1項第4号又は第5号に掲げる事項を変更する場合
・ 届出日から8月以降の変更予定日を記入すること。
イ 法第5条第1項第6号に係る事項を変更する場合
・ 変更予定日を記入すること。
- ⑤ 「以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項」の欄
ア 法第5条第1項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で、変更に係るもの以外の事項について記入すること。
イ 記載要領は、大規模小売店舗の新設に関する届出（法第5条第1項）に準ずる。

8 説明会の開催（法第7条）

大規模小売店舗の新設の届出及び変更届出を行う者は、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町内において、届出等の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

(1) 説明会を行う対象となる届出

- ① 法第5条第1項の規定による新設の届出
- ② 法第6条第2項による変更届出（法第6条第4項の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。）
- ③ 法附則第5条第4項の規定により、法第6条第2項の届出とみなされる附則第5条第1項の規定による届出（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）

(2) 説明会開催者

- ① 法第5条第1項の規定による新設の届出をした者
- ② 法第6条第2項による変更届出をした者

③ 法附則第5条第1項の規定による変更届出をした者

(3) 説明会の対象

大規模小売店舗の所在地の区域内に居住する住民等

(4) 説明すべき事項

① 出店計画の概要（出店趣旨等）

② 届出の内容（変更の場合は変更事項）

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・ 駐車場の出入口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

③ 届出に係る添付資料の内容

④ 大店立地法の手続き

ア 届出書の縦覧について（縦覧期間、場所 等）

イ 住民等意見の提出について（提出期間、様式 等）

(5) 説明会の日時（期限）

説明会を行う対象となる届出をした日から2月以内に開催すること。

(6) 説明会の場所

大規模小売店舗の所在地が属する市町内において参加者が参集しやすい場所で開催すること。

(7) 説明会の回数

原則1回開催する。

ただし、県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、3回を上限として県が指定する回数開催すること。

- (8) 説明会の開催計画書の提出
- ① 説明会の開催に当たっては、説明会の公告方法、日時、場所等について、届出日から1月以内に、様式第21（説明会の開催計画書）を県に提出すること。
 - ② 県は、実施方法等について、市町と意見調整を行い、必要な変更を指示する場合があること。
※ 実施計画作成に当たっては、事前に県又は市町の意見を聴くことが望ましいこと。
- (9) 掲示による説明会を行う場合の手続き（施行規則第11条第2項の適用）
- ① 法施行規則第11条第2項の規定により、一般的な方法による説明会を開催する必要がないと県が認める場合は、次のとおりとする。
 - ア 店舗周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない変更
 - イ 法第6条第2項の規定による変更届出の内容が、県の指導に対応するものである場合
 - ウ 法附則第5条第1項の規定による変更届出であって、法第6条第2項ただし書の適用要件である法施行規則第7条の各号に該当する場合
 - ② 掲示による説明会を行うことを希望する場合は、届出の際に、様式第24（大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用申出書）により県に申し出ること。
 - ③ 県が認めた場合は、説明会開催者は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うこと。
 - ④ 掲示の期間は、届出書の縦覧期間中とする。
- (10) 説明会の開催日時、場所についての公告
- ① 公告を行う期限
説明会の開催を予定する日の1週間前までに行うこと。
 - ② 公告の方法
次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
 - ア 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上に掲載する。
 - イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上に、説明会開催のちらしを折り込み広告する。
 - ウ その他県が適切と認める方法
- (11) 説明会を開催することができない場合の手続き（法第7条第4項の適用）
- ① 説明会の開催者の責めに帰することができない事由とは、次の事由であって、県が改めて説明会を開催することが困難と認める場合とする。
 - ア 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
 - イ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと。
 - ② ①に該当する事由により、公告した説明会を開催することができない場合は、様式第27（大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用申出書）により県に申し出ること。
 - ③ 届出等の内容の周知
県が認めた場合は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により、届出等の周知を

行うこと。

ア 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上に掲載する。

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上に、届出等の要旨のちらしを折り込み広告する。

ウ その他県が適切と認める方法

(12) 説明会実施状況の報告

説明会を実施した場合は、速やかに、様式第30（説明会実施状況報告書）により県に報告してください。

(13) 届出部数

2部（正本1部、写し1部）

※ 説明会の開催計画書及び実施状況報告書、掲示による説明適用申出書（規則第11条第2項）、開催不能適用申出書（法第7条第4項）ともに2部（正本1部、写し1部）提出のこと。

大店立地法関係届出書別届出事項一覧表

届出項目根拠規定 届出		§5-1①	§5-1②	§5-1③	§5-1④	§5-1⑤				§5-1⑥					
						規則§3-1①	規則§3-1②	規則§3-1③	規則§3-1④	規則§3-2①	規則§3-2②	規則§3-2③	規則§3-2④		
様式指定根拠	届出根拠	届出書名称	大規模小売店舗の名称及び所在地	設置者・小売業者の氏名・名称・住所	新設をする日	店舗面積の合計	駐車場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	小売業者の開閉店時刻	駐車場を利用できる時間帯	駐車場の出入口の数及び位置	荷さばきを行うことができる時間帯	
規則第3条様式第1	5条1項	大規模小売店舗届出書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
規則第6条様式第2	6条1項	変更届出書 (遅滞なく)	○	○											
規則第7条様式第3	6条2項	変更届出書 (あらかじめ)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規則第9条様式第4	6条5項	大規模小売店舗廃止届出書	店舗面積減少の場合は図面を添付												
規則第16条様式第5	8条7項	届出事項変更届出書(県意見対応)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規則第18条様式第6	9条4項	届出事項変更届出書(県勧告対応)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
規則第19条様式第7	11条3項	承継届出書	事実を証する書類を添付												
規則第20条様式第8	附則第5条1項	設置している者の変更事項届出書(附則)	△	△		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

●:新設届出につき全項目必要
 ○:変更する項目のみ届出必要
 ▲△:▲のいずれかを変更する場合、変更事項以外の項目(▲△)も届出が必要

大店立地法関係届出事項別添付書類一覧表

届出項目根拠規定 届出項目		§5-1①	§5-1②	§5-1③	§5-1④	§5-1⑤				§5-1⑥					
						規則§3-1①	規則§3-1②	規則§3-1③	規則§3-1④	規則§3-2①	規則§3-2②	規則§3-2③	規則§3-2④		
添付資料名称等	届出事項付帯図面	図面名称	大規模小売店舗の名称及び所在地	設置者・小売業者の氏名・名称・住所	新設をする日	店舗面積の合計	駐車場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	小売業者の開閉店時刻	駐車場を利用できる時間帯	駐車場の出入口の数及び位置	荷さばきを行うことができる時間帯	
		駐車場の位置図					●					●	●		
		駐輪場の位置図						●							
		荷さばき施設の位置図							●					●	
		廃棄物保管施設の位置図								●					
	届出参考資料	資料名称													
		建物所在地の地籍図	●												
		関係法令調整状況書	新設等必要な場合に限る												
		住居表示に関する通知書	●	●											
	規則指定添付資料	資料名称													
		規則4-① 法人登記事項証明書、個人住民票の写し		●											
		規則4-② 主として販売する物品の種類		●		●									
		規則4-③ 建物の位置・店舗部分の配置を示す図面				●									
		規則4-④ 自動車の台数等の予測の結果及び算出根拠				●	●								
		規則4-⑤ 方向別台数の予測等出入口の数及び位置に関する事項				●	●						●		
		規則4-⑥ 自動車を駐車場に案内する経路及び方法				◎	●						●		
		規則4-⑦ 荷さばきを行う自動車の台数及び荷さばきの時間帯				◎		●			◎			●	
		規則4-⑧ 遮音壁の位置及び高さを示す図面				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		規則4-⑨ 冷却塔等の稼働時間帯及び位置を示す図面				◎		◎			●				
		規則4-⑩ 等価騒音レベルの予測及び算出根拠				●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		規則4-⑪ 夜間の騒音レベルの予測及び算出根拠				●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		規則4-⑫ 廃棄物等の排出量の予測及び算出根拠				●				●	◎				
	その他指針関連資料	具体的に検討した内容に係る説明資料	必要に応じて添付すること												

注 ●:必ず添付する資料 ◎:関連すると考えられる場合に添付する資料
 ① 変更届は、変更事項に係る添付書類のみ必要
 ② 経過措置による届出の場合 ・変更事項については関連する添付資料が必要。(規則第7条に該当する変更の場合は、確実に変化することの資料のみで可)
 ・その他の事項については添付書類は原則不要であるが、添付が適当と判断される資料は添付すること。

届出書等の様式

様式第1（規則第3条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻別紙のとおり
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

別紙

番号	氏名又は名称	住 所	開店時刻	閉店時刻
1				
2				

様式第2（規則第6条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項

(変更前)

(変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（規則第7条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（規則第9条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日
- 5 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（規則第16条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)
- 3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（規則第18条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)
- 3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（規則第19条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第8（規則第20条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する年月日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
- ② 駐輪場の位置及び収容台数
- ③ 荷さばき施設の位置及び面積
- ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻別紙のとおり
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

別紙

番号	氏名又は名称	住 所	開店時刻	閉店時刻
1				
2				

様式第 18

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書の適用申出書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日付けの下記 1 に係る届出について、下記 2 の理由により大規模小売店
舗立地法第 6 条第 4 項ただし書の適用を受けたいので申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 2 1

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

説明会の開催計画書

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会の開催計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第 7 条第 2 項に基づく公告の方法
- 3 説明会の開催日時
- 4 説明会の開催場所

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 2 4

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法施行規則第 1 1 条第 2 項の適用申出書

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日付けの下記 1 に係る届出について、下記 2 の理由により大規模小売店
舗立地法施行規則第 1 1 条第 2 項の適用を受けたいので申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 27

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用申出書

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日付けの下記1に係る届出について、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による公告をした下記2に係る説明会が、下記3の事由により開催することができなくなりましたので、同法第7条第4項を適用されるよう申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の開催予定日時及び場所
- 3 事由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

山口県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しましたので、その状況を下記のとおり報告します。

記

店舗名	
所在地	
開催日時	
開催場所	
説明者	
出席者の概要	
議事の概要	
質問、意見等	
質問、意見等に対する応答	
その他	

※ 複数回開催した場合は、別紙として報告すること。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 4 3

※受理年月日	
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項に基づく変更しない旨の通知

年 月 日

山口県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日付け令 経金第 号で意見が述べられた下記 1 に係る届出については、下記 2 の理由により変更しませんので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

添付書類の様式及び記載要領参考例

【留意事項】

- ① この資料は、添付書類作成の参考として掲載したもので、様式として指定するものではありませんが、これに沿って整理すると便利です。
- ② 該当しない事項については、作成の必要はありません。
- ③ 変更の場合は、現状との比較ができるように記載してください。
- ④ 項目中〔参考〕とあるものについては、法定事項ではありませんが、該当する場合には、参考として記載をお願いします。

大規模小売店舗立地法に基づく添付書類（例）

1 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し〔規則 § 4 I ①〕

法人の場合	登記事項証明書	＜別 添＞
個人の場合	住民票の写し	

※正本以外はコピーで可

2 主として販売する物品の種類〔規則 § 4 I ②〕

小売業者名	主として販売する物品の種類

※主として販売する物品の種類を小売業者ごとに記載
 （「食料品」「衣料品」等、代表的な取扱い品の種類。）

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則 § 4 I ③〕

(1) 建物配置図 ＜別 添＞

縮尺：1 / 200～500
 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面

(2) 各階平面図 ＜別 添＞

縮尺：1 / 200～500
 小売業を行うための店舗の用に供される部分を示した各階ごとの平面図
 （店舗以外の主な施設も示すことが望ましい。）

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ④〕

(1) 必要駐車台数の予測

① 指針による必要駐車台数計算式による場合 （端数処理：四捨五入）

事 項 等		各事項算出のための計算式
地区の区分	商業地区・その他地区	（理由）
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積当たり日来店来客数原単位	人/千㎡	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m	←（駅名）
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

② 指針による計算式によらない場合【特別な事情による駐車台数の算出】

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

(2) その他の駐車場の状況〔参考〕

① 小売店舗と駐車場を共用する〔利用者層が同一の施設の面積が店舗面積の2割を超える場合の駐車場〕(注)「利用者層が同一の施設」(レストラン、ゲームセンター、クリーニング等、当該店舗を利用する者が小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設)

名 称	営業内容	面 積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要 駐車台数	算出根拠	別途の場合の 収容台数
		m ²	共用・別途	台		
		m ²	共用・別途	台		
合 計				台		

② 〔利用者層が異なる付属施設(映画館・スポーツ施設等)の駐車場〕

名 称	営業内容	面 積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要 駐車台数	算出根拠	別途の場合の 収容台数
		m ²	共用・別途	台		
		m ²	共用・別途	台		
合 計				台		

③ 〔従業員等(業務用を含む)駐車場〕

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数	備 考 (駐車台数算定の根拠)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	(従業員数 人) (業務用車両台数延べ約 台)

④ 〔ピーク時又は土・日等に来客用駐車場確保のための措置〕

駐車場確保の措置の有無	そ の 内 容
有 ・ 無	

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項〔規則 § 4 I ⑤〕

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

① 駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No. ○	台	台
別添配置図上 No. ○	台	台

↑

60分	×	発券ブース等の台数
(メーカーから提供される1台当たりの処理時間+乗客の乗降時間)		(1つの入口で発券ブース等が複数台設置されている場合)
(端数処理：)		

② 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	必要な駐車待ちスペース	
			長さ	算出根拠
別添図面 No. ○	有・無	m	m	
別添図面 No. ○	有・無	m	m	

↑

(当該入口の1分当たりの来台数×1.6-当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数)×6(平均車頭間隔)
--

駐車待ちスペース「無」又は実際に用意する駐車場スペースが不足する場合
その理由・対策

(2) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	

(3) 利用者層が異なる複合施設がある場合、その施設の利用者の交通量の予測〔参考〕

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則 § 4 I ⑥〕

項 目	具体的な内容
(例) 案内表示の設置 (看板等)	(設置場所、内容等) ⇒<別添周辺見取図上に記載>
(例) ちらしの配布	(配布方法、内容等)
(例) 交通整理員の配置	(配置場所、人数、配置日時等) ⇒<別添周辺見取図上に記載>

7 必要な駐輪場の収容台数を算出するための来客の自転車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔参考〕

(1) 必要駐輪・駐車台数の予測

① 指針の参考値による必要駐輪台数計算式による場合

必要駐輪・駐車台数	台
-----------	---

必要駐輪・駐車台数算出根拠：

② 指針の参考値による計算式によらない場合【特別な事情による駐輪・駐車台数の算出】

必要駐輪・駐車台数	台
-----------	---

必要駐輪・駐車台数算出根拠：

8 自動二輪車及び原動機付き自転車の必要な駐輪場・駐車場の収容台数を算出するための来客の自転車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔参考〕

(1) 必要とする駐車台数の予測

必要駐輪台数	台
--------	---

必要駐輪台数算出根拠：

9 当該店舗の立地により新たに発生する来客の自動車等の交通が周辺道路における交通に与える影響度の検証と対応策〔参考〕

(1) 周辺の交通状況と立地後の交通の予測

交通状況の把握方法・結果等	
予測の根拠	
予測結果	
予測方法	

(2) 設置者による交通対応策

(具体的に)

(具体的に)

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 [規則 § 4 I ⑦]

時間帯	到着台数				合計
	軽自動車	2 t 車	4 t 車	4 t 超車	
～					
～					
7:00～ 8:00					
8:00～ 9:00					
9:00～10:00					
10:00～11:00					
11:00～12:00					
12:00～13:00					
13:00～14:00					
14:00～15:00					
15:00～16:00					
～					
合計					

※ 荷さばき車両の駐車スペースを確認できる配置図を添付すること。

11 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [規則 § 4 I ⑧]

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	m	mm		<別添配置図>

12 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 I ⑨]

項目	設置台数	稼働時間帯	位置
冷却塔	台	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
室外機	台	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
送風機	台	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>

※ 複数ある場合の稼働時間帯は、最も早い稼働開始時刻から最も遅い稼働停止時刻までを記入し、別添配置図に設備ごとの稼働時間帯を記入すること。

13 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑩〕

(1) 指針による騒音予測の場合

① 昼間の等価騒音レベルの予測

- ※ 騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示すること。
 <予測式等を用いた計算は別添資料とすること>
 ※ 基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。
 (例) 文献名/メーカーの提示した数値、実測値 等

≪昼 間：午前6時～午後10時≫

騒音発生源 (例示)	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各地点における騒音レベル(dB)			
	騒音 レベル	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばきアイドリング										
	荷さばき後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
衝撃騒音	BGM等										
	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										
等価騒音レベル				地域の類型				環境基準値			
A地点				dB				dB			
B地点				dB				dB			
C地点				dB				dB			
D地点				dB				dB			

② 夜間の等価騒音レベルの予測

※ 注意事項は昼間の場合と同じ。

《夜 間：午後10時～午前6時》

騒音発生源 (例示)	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各地点における騒音レベル(dB)			
	騒音 レベル	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばきアイドリング										
	荷さばき後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
衝撃騒音	BGM等										
	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										
等価騒音レベル				地域の類型				環境基準値			
A地点				dB				dB			
B地点				dB				dB			
C地点				dB				dB			
D地点				dB				dB			

(2) 指針による騒音予測でない場合〔特別な事情による場合の騒音予測〕

《昼 間：午前6時～午後10時》

騒音レベルの予測値

根拠：

《夜 間：午後10時～午前6時》

騒音レベルの予測値

根拠：

14 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑩〕

(※この項目にあっては、夜間とは午後9時～午前6時です。)

(1) 指針による騒音予測の場合

【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

※ 予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

騒音発生源 (例示)	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各地点における騒音レベル(dB)			
	騒音 レベル	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音	冷却塔										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	自動車走行										
	荷さばきアイドル										
	荷さばき後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
衝撃騒音	BGM等										
	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										
騒音レベルの最大値					区域種別			規制基準値			
A地点				dB				dB			
B地点				dB				dB			
C地点				dB				dB			
D地点				dB				dB			

(2) 指針による騒音予測でない場合

騒音レベルの予測値
根拠：

15 当該店舗の立地により新たに発生する騒音が周辺地域に与える影響度の検証と設置者による騒音問題に対応するための対応策〔参考〕

(具体的に)

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑫〕

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

① 指針の計算式による場合

業 態	総合店・衣料品専門店・食料品専門店・住・生活関連専門店 等					
廃棄物種別	店舗面積：S		1日あたり廃棄物 排出量：A (指針原単位×S)	平均保管 日数：B	見かけ 比重：C (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物 (再資源可能な ものに限る)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計： t			
金属製廃棄物 等(アルミ製、 スチール製の缶 等)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計： t			
ガラス製廃棄 物等(ガラス製 の容器等)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計： t			
プラスチック 製廃棄物等 (飲料容器、食 料品トレイ等)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計： t			
生ごみ等(食品 廃棄物等)	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計： t			
その他の可燃 性廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計： t			
合 計						m ³

[見かけ比重について指針の数値によらない場合]

見かけ比重の根拠等

② 指針の数値によらない場合【特別な事情による排出量予測】

予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：	

(2) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況〔参考〕

【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保 ↓ 共用の場合
小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠
m ³	

17 設置者としての廃棄物等に関連する対応策〔参考〕

(具体的に)

※ 特に、食品加工場からの調理臭や悪臭の発散防止の対応を付記すること。

18 街並みづくり等へ配慮に関する事項〔参考〕

(1) 街並みづくり等への配慮事項

(具体的に)

(2) 敷地内の緑化計画

(具体的に)

(3) 景観への配慮事項

(具体的に)

(4) ユニバーサルデザイン・県福祉のまちづくりへの配慮事項

(具体的に)

(5) 屋外照明、広告塔照明等の計画と光害対策

(具体的に)

(6) 防災・防犯対策への協力

(具体的に)

参考書類の様式

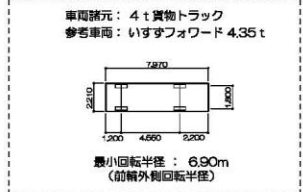
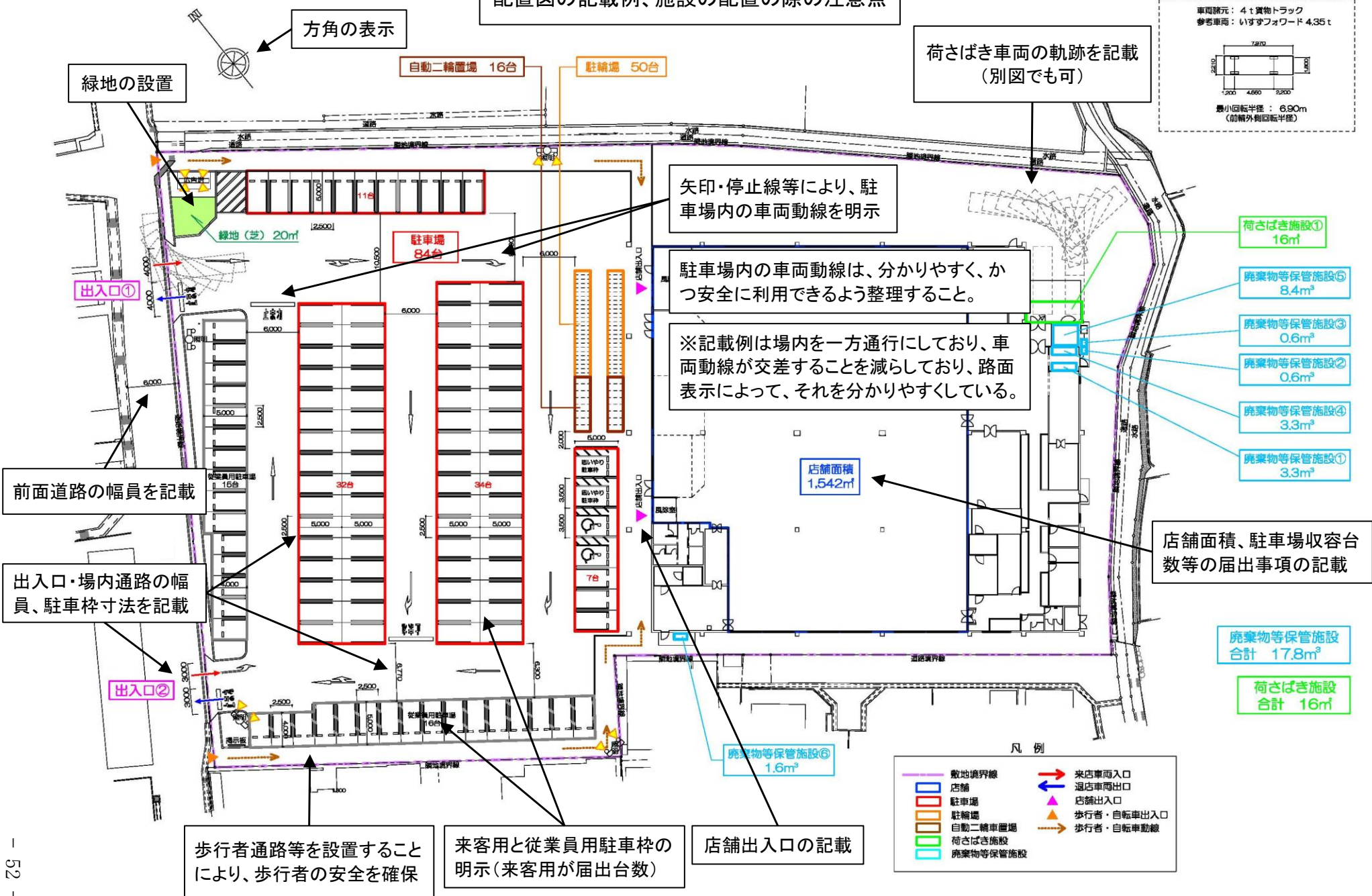
関係法令調整状況書

事 項	当該計画との関係の有無	許認可・届出等調整状況				
		検討中	事前協議中	提出申請済	審査中	許可承認
1. 国土利用計画法関係 (土地取引に係る届出)						
2. 農地法関係 (農地等の権利移動、農地転用の許可)						
3. 農業振興地域の整備に関する法律関係 (農地地区の開発許可)						
4. 道路法関係 (道路に関する工事の承認及び占用許可)						
5. 都市計画法関係 (都市計画区域内での開発許可)						
6. 建築基準法関係 (建築確認等)						
7. 山口県福祉のまちづくり条例関係 (県条例に基づく新築等届出)						
8. 文化財保護法関係 (埋蔵文化財包蔵地開発の届出及び協議)						
9. 道路交通法関連関係 (交通処理に係る事前相談等)						
10. 駐車場法関係 (駐車場内の設置基準等)						
11. 国有財産法関係 (法定外水路及び道路の廃止・付替等)						
12. 景観法関係 (景観計画、景観地区等と建築計画の合致)						
13. その他関係法令等 ()						

* 該当するものに○印を付すること。

協議結果・許可承認等については、相手先（機関）と協議日、許可承認番号等を記入すること。

配置図の記載例、施設の配置の際の注意点



荷さばき車両の軌跡を記載
 (別図でも可)

矢印・停止線等により、駐
 車場内の車両動線を明示

駐車場内の車両動線は、分かりやすく、か
 つ安全に利用できるように整理すること。

※記載例は場内を一方通行にしており、車
 両動線が交差することを減らしており、路面
 表示によって、それを分かりやすくしている。

店舗面積、駐車場収容台
 数等の届出事項の記載

廃棄物等保管施設
 合計 17.8m²

荷さばき施設
 合計 16m²

- 凡例
- 敷地境界線
 - 店舗
 - 駐車場
 - 駐輪場
 - 自動二輪車置場
 - 荷さばき施設
 - 廃棄物等保管施設
 - 来店車両入口
 - 退店車両出口
 - 店舗出入口
 - 歩行者・自転車出入口
 - 歩行者・自転車動線

前面道路の幅員を記載

出入口・場内通路の幅員、駐車枠寸法を記載

歩行者通路等を設置すること
 により、歩行者の安全を確保

来客用と従業員用駐車枠の
 明示(来客用が届出台数)

店舗出入口の記載